平成２８年（フ）第１８２号
神戸市西区持子３丁目41番地　スカイハイツⅡ203号
債務者　遠藤　正和
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番11―208号
債務者　津曲　久雄
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
佐賀県唐津市二タ子２丁目７番21号　サンコーポＡ202、住民票上の住所佐賀県伊万里市山代町福川内1999番地３
債務者　坂口　亜紀
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３１７号
千葉県柏市大室1251番地　第２パールメゾン染谷303号
債務者　飛弾野恭子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２３号
千葉県柏市大室1251番地　第２パールメゾン染谷303号
債務者　飛弾野臣了
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３５７号
千葉県柏市戸張1030番地17　クレールハイツ柏104号
債務者　乙山　　豊
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４５４号
千葉県柏市根戸228番地１　マルゼンコーポ103号
債務者　小宮　大輝
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１７号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目21番20号
債務者　高橋多美子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１２０号
神奈川県横須賀市森崎３丁目５番Ｐ―208号
債務者　内山　喜彦
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１３２号
神奈川県横須賀市岩戸３丁目17番７―12号
債務者　荻原亜矢子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１８１号
千葉県白井市根1054番地の10
債務者　橋本　淑子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１８３号
千葉県富里市七栄298番地21　（ルミエール102）
債務者　百瀬めぐみ（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１８５号
千葉県佐倉市大蛇町232番地１　市営大蛇住宅２―405号
債務者　西村　　勇
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１８７号
千葉県八街市東吉田226番地51
債務者　尾﨑　純一
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１０２４号
愛知県清須市土田３丁目４番地３　杉山真寿美方、住民票上の住所愛知県一宮市両郷町３丁目20番地６
債務者　佐藤　信一
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６７号
名古屋市昭和区川名町４丁目55番地　ミリアンメロディ川名206号、従前の住所名古屋市昭和区八事富士見1404番地　サンルーム名古屋211号
債務者　トモナガこと　朝永　久義
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２号
青森県むつ市小川町２丁目15番15号
債務者　菊池　健二
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係